

伊東市立宇佐美保育園 消防計画（抜粋）

令和6年4月1日作成

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項及び大規模地震対策特別措置法第8条に基づき、(名称等) 伊東市立宇佐美保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

15 地震対策（日常時の地震対策）

(1) 防火管理者は、(名称等) 伊東市立宇佐美保育園における地震対策として、次の事項を行う。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

(2) 地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備 蓄 品	備 蓄 場 所	個 数
飲料水	2階職員室	計 1920
白米・おにぎりわかめ	2階職員室	計 450 食
カレー・コーンポタージュ	2階職員室	計 430 袋
医薬品及び救急セット	各クラス・2階職員室	計 17 個
懐中電灯及び携帯ラジオ	各クラス・2階職員室	8個、2個

16 大規模地震対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）発令時）対応措置

南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

（中止・営業範囲制限・営業時間短縮等）

(1) 営業は原則として 中止 する。

(2) 情報の伝達方法

ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）の発表を知った従業員は地震予知の内容を記録し、自衛消防隊長及び通報連絡担当（班）にその旨を連絡する。

イ 自衛消防隊長は、報告を受けた場合や南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）を確認した時は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを各担当（地区隊を設けた場合は、本部隊及び各地区隊）に伝達する。

ウ 通報連絡担当（班）は、自衛消防隊長の指示のもと非常放送及び拡声器等により南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを周知させる。

(1) 避難誘導等

南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、避難誘導担当（班）は自衛消防隊長の指示により速やかに配置につき、一時避難場所である（店外、駐車場等）杉本マンションまで、誘導する。

その後、必要な場合は、（広域避難場所）伊東市立宇佐美中学校を案内する。

(4) 地震による被害の防止対策

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とする。

イ 被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、OA機器、物品などの転倒及び落下防止措置を行う。

ウ 予測される使用制限に備え、電気（発電機）、ガス（代替燃料）及び水（受水槽の確認、ポリバケツ等の用意）の確保に努める。

17 地震時の活動

地震時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集

通報連絡担当（班）は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

(2) 避難誘導等

避難誘導担当（班）は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

ア 建物内にいる者等に声をかけ落ち着かせ、揺れが収まるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ 揺れが収まったら一時避難場所（店外・駐車場）杉本マンションに避難させ、被害の状況を確認するとともに広域避難場所に誘導する。

ウ 避難は、防災機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行い、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。

エ 避難は全員が徒歩とし、原則、車両等は使用しない。

オ 避難するときは、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

19 防災教育等

(1) 防火管理者は次により防災教育等を行うものとする。

ア 全員に対する教育は、年1回実施するものとする。

イ 新入社員に対する教育は、入社時期に実施するものとする。

(2) 防災教育の内容は、次によるものとする。

ア 消防計画の周知徹底

イ 火災予防上の遵守事項

ウ 防火管理上の各社員の任務及び責任の周知徹底

エ 消防用設備等の取扱いに関する教育

オ その他火災予防上必要な事項

(3) 地震防災上必要な教育及び広報の実施は、次によるものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修

ウ 防災用機械器具等の取扱いに関する教育

エ 避難誘導方法の教育

オ 火災予防事項の教育及び広報の研修

20 訓練

(1) 防火管理者は、次表のとおり行うものとする。

訓練内容	実施時期	備考
消火訓練	___ 6 月、___ 1 1 月	
通報訓練	___ 5 月、___ 1 1 月	
避難訓練	___ 毎月、___ 月	
その他訓練	___ 5 月、___ 月	大雨洪水訓練
総合訓練	___ 1 1 月、___ 月	消火訓練、煙体験
休日・夜間の想定訓練	___ 9 月	休日地震訓練

(2) 防災訓練を定期的に行うものとする。

ア 自治会等が行う防災訓練に積極的に参加する。

- イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）及び地震情報の伝達訓練の実施
- ウ 避難訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の使用制限又は使用停止訓練の実施
- オ 消防用設備器具等の使用訓練の実施
- カ その他必要な訓練の実施